

令和3年第1回定例会 文書質問
 山中 ちえ子 議員

回 答 書

<p>1 退職した後、コロナ禍となり暮らしの為に再就労を強く望んでいるが就労困難になっている障害（手帳を持たない知的障害、精神疾患も含む）を抱える若者の就労応援について</p>	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>①就労移行支援事業の費用負担 前年度の収入をもとに就労移行支援事業の利用料が決まるため、退職後厳しい生活の中、就労が決まらない期間が長引くと高い利用料が大きな痛手となる。 就労移行支援事業を受けながら就労に向かって頑張る場合に、精神的なストレスが周りの家族にも波及し不和も招き、より二次障害を受けやすくなってしまい「引きこもり」の要因ともなり深刻だ。 「安心して就労に向かえるための応援をする」立場に立ち、区独自で就労移行支援事業の重い負担（月額 9300 円）は、負担上限を安価に決めて、負担軽減を行うべきではないか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>サービス利用にあたっては、収入に応じて自己負担が発生する場合がございますが、他の障害福祉サービス利用に係る自己負担分を合わせ負担上限月額が決まっており、文書質問書に記載の事例の方の場合も家事援助サービスとの合算で、最大 9,300 円のご負担をいただいております。 自己負担額については、前年の所得による課税状況により決定されるものであるため、現在は無収入であっても自己負担が発生する場合がございます。ただし、この方の場合、令和2年については収入がないとのことですので、税情報が更新される令和3年7月以降、自己負担が発生しない予定です。 こうしたことから、就労移行支援事業の自己負担について、区独自に負担軽減を行う考えはございません。 当該事案の方に対しては、今後も丁寧な対応を続けることで制度のご理解を得られ、ご本人にとって真に必要とするサービスを提供していきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（担当所管：福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課）</p>

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>②家族へのケア重視で家族が仲良く就労に向かうことが出来るように 経済的に厳しい状態となっていく本人に「生活保護になってしまったら みっともない」本人は単身での暮らしを望んでいるのに同居を強いる、な ど、家族からの不必要な働きかけによって二次障害（知的障害は二次障害 を受けやすい）を受け、本人がなかなか立ち直れなくなることも起きてい る。 家族が持つ不安を解消し本人との間で不和に陥らないよう区の支援が 必要だ。 このような退職後の就労支援を受けている時期の障害を持つ若者への 援助の際には家族を含めて横ぐしで連携しケアすることを重視するべき だ。 区は、家族への「生活保護」についての正しい理解を促し不安を解消す る役割を發揮するべきだ。本人に余計な圧力をかけることとならぬよう、 家族をケアすると同時に「一緒に見守りましょう。安心してください」「生 活保護を受けながらの就労活動も選択肢の一つです」との メッセージを 重視して家族を含めて発信、各関係部署と連携を強めるべきではないか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>足立福祉事務所では、生活保護法の範囲内で、相談者に寄り添った対応 を行っております。また、生活保護の受給とならない家族の不安に対しても 傾聴し、不安の解消に努めています。 就労支援においては、受給者の就労意欲があれば、包括的就労支援事業の 中で、身体障害者手帳等の保有の有無にかかわらず、就労支援を行って おります。 2月26日付で区のホームページを更新したところではありますが、コ ロナ禍で一時的な生活保護受給であったとしても、生活保護の申請は国民 の権利であること、また、必要とする可能性はどなたにもあるもので すので、ためらわずにお住まいの地域を担当する福祉課にご相談いただく よう生活保護制度の周知を行うとともに、必要に応じてケースカンファ レンスを開催する等、関係部署及び機関と連携して、障がい（手帳を持た ない知的障がい、精神疾患も含む）を抱える若者への就労支援を行って まいります。 (担当所管：福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課)</p>

2 花畑に文教大学がやってくる今、二つの中学校を中心に区の文化、学び合いを重視したまちづくりで、花畑の子供たちを元気に育てていこう

<p>質問の要旨 ①</p>	<p>①河川環境保護を含めた環境保護の社会学習、観光スポット社会学習を位置づけ、文教大学と環境保護団体、および住民、花畑北中学校、花畑中学校の連携を応援</p> <p>ア) 毛長川と毛長公園が一体となった整備が文教大学のある部分だけで進められているが、3川合流地点、大鷲神社の場所まで同じように公園と川が一体となった整備を行い、河川の環境保護を含めた環境保護の取り組みが行いやすい整備、大鷲神社と一体となった川、公園整備とすべきではないか。</p> <p>イ) 大鷲神社は緑の多いパワースポットで若い人たちからも密かな名所とブームにもなっているが区内外に広く周知が広がっていない。 夏はヒートアイランドを低減するスポットとなり、感染リスクが高まる都心での遊びよりコロナ禍でも健康的、快適に楽しみやすい場所だ。この地域を重視して川、緑の環境の学びや取り組みもできる学生の憩いの場としても親しんでもらえるようこの周辺の整備が必要ではないか。</p> <p>ウ) 4月から花畑にくる文教大学の学部は観光にかかわる学習分野がある。この地域の観光スポットをつくっていく取り組みが住民や学生に刺激となり、環境を守る取り組みとともに学ぶ取り組みにもするため学生たちが社会の役に立つ経験をつくることにもなる。 今、この地域で環境保護活動や学習を中心とした観光学習の取り組みをしていく事が花畑北中学校、花畑中学校を存続・発展させる力になる。花畑北中学校、花畑中学校を将来にわたって発展させ地域のコミュニティの場にもしていき、この地域を区の環境保護の取り組みと観光スポットとしての拠点としていく。そのための一つとして、文教大学との連携校として花畑北中学校、花畑中学校を位置づけていくべきではないか。</p>
<p>回答 ①</p>	<p>ア) 毛長川と毛長公園の一体整備は、東京都の護岸工事と一緒に進める必要があり、花畑大橋下流部は、護岸工事の予定はあるものの、具体的なスケジュールは決定しておりません。 また、一体整備には道路の廃止や川沿いに公園があることなど、多くの課題がありますので、都による護岸工事の時期が明らかになった時点で改めて検討してまいります。 (担当所管：みどりと公園推進室 みどり推進課)</p> <p>イ) 大鷲神社の東側に綾瀬川が流れておりますが、既に今年度、緑地帯に河津桜を800mに渡り植樹し、周辺地域の皆様に大変喜んでいただいております。また、西側の都住花畑七丁目団地は、建替が進み、令和6年度には、緑道や広場の整備が完了し良好な周辺環境となります。 隣接した鷲宿公園など3公園は、改修する際に改めてまちづくり協議</p>

	<p>会をはじめ地域の皆様からご意見をいただき、親しまれる公園として整備してまいります。</p> <p style="text-align: center;">(担当所管：みどりと公園推進室 みどり推進課)</p> <p>ウ) 文教大学とは、来年度以降の連携について協議を進めており、経営学部が地域に入り行政課題の解決を目指す「公共経営実地演習」や、観光事業に関する国際学部の事業への講師派遣等、複数の相談を受けております。</p> <p>区内小中学校との連携事業につきましては、今後、大学との協議の中で検討してまいります。</p> <p style="text-align: center;">(担当所管：政策経営部 広報室 シティプロモーション課)</p>
<p>質問の要旨</p> <p style="text-align: center;">②</p>	<p>②花畑中学校と花畑北中学校の学校統廃合は中止へ</p> <p>例えば、花畑北中学校は、今1年生35人(1クラス)、2年生46人(2クラス)、3年生は43人(2クラス)の生徒が通っている。花畑北中学校は最北部に位置しているため、少しずつ子どもたちが学校選択制のもと離れていき、これが悪循環を招き、部活ができなくなる等の困難が生じ、さらに離れていく傾向にある。</p> <p>しかし、校長先生をはじめ先生方は子どもたちの名前を全て知っていて仲良しで子どもたちと話し合っ様々なことを生徒が主体的に決めていくことを重視できる素晴らしい学校だ。</p> <p>今後、国も少人数学級を進めていく中、密を避ける学校運営こそが必要だ。小学校、中学校の学校統廃合は中止し「地域の子供は地域の学校で」との方針に中学校も転換していくべきではないか。</p>
<p>回 答</p> <p style="text-align: center;">②</p>	<p>学校規模の適正化については、これまでは施設更新と連動させてより良い教育環境の整備に取り組んでまいりましたが、施設の老朽化とともに、水害対策が喫緊の課題となっていることから、今後の財政見通しを鑑みると当面は安全対策を優先して改築を実施していかざるを得ない状況です。</p> <p>また一方で、少人数学級については、中学校が今後の検討課題となるなど流動的な要素があることから、今後、新たな地域での適正規模・適正配置を拙速に進めることは妥当ではないと考えます。</p> <p>従いまして、花畑地区の適正規模・適正配置については、これまで令和3年度に方針をお示ししたいと考えておりましたが、当面は様々な情報の収集に努めて内部的な研究・検討を継続し、機会を捉えて地域と協議しながら具体的な検討を行ってまいります。</p> <p>また、学校選択制度については、保護者や開かれた学校づくり協議会委員を対象に実施したアンケート調査を基に、平成26年度に「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」で制度のあり方について検討し、平成30年度から、小学校については、登下校時の安全を確保するため、学区域校または学区域と隣接する小学校のみ選択可能とする</p>

制度改正を行いました。中学校については、公共交通機関等を使用しての通学も可能であることから、引き続き全ての中学校から選択可能としております。

学校選択制度により、各学校が特色ある学校づくりに取り組み、教育力向上の相乗効果を生み出すものと考えており、現段階では制度を廃止する考えはありません。

(担当所管：学校運営部 学校適正配置担当課、学務課)